

■第 445 回食品安全委員会

日時:平成 24 年 9 月 3 日(月) 14:00~14:42

傍聴者:4 名

議事概要:

(1) 農薬専門調査会における審議結果について

【審議結果の報告と意見・情報の募集】

[1] 「ジフェノコナゾール」

[2] 「フルフェナセット」

・担当委員の三森委員及び事務局から説明。

・本 2 件については、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

* [1] 殺菌剤で、りんご、なし、トマト等に使用します。今回、ピーマン、なす、茶への適用拡大申請及び高麗人参等へのインポートトレランスの設定が要請されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

* [2] 除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、ばれいしょ等へのインポートトレランスの設定が要請されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

(2) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

・【遺伝子組換え食品等】

[1] 「pLPL 株を利用して生産されたホスホリパーゼ」に係る食品健康影響評価について

[2] 「pPDN 株を利用して生産されたホスホリパーゼ」に係る食品健康影響評価について

・「pLPL 株を利用して生産されたホスホリパーゼ」及び「pPDN 株を利用して生産されたホスホリパーゼ」については、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』(平成 16 年 3 月 25 日食品安全委員会決定)の第 1 章 総則 第 3 「対象となる添加物及び目的」に規定する「組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合」に該当することから、本基準の対象ではなく、安全性評価は必要ないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

* [1] 及び * [2] リン脂質を加水分解する酸素で食品添加物として使用されます。

(3) 食品安全モニターからの随時報告(平成 24 年 4 月~7 月分)について

・事務局から報告

(注) * の記述は、物質の概要です。